

平成 23 年 12 月 1 日
木曾川上流河川事務所
新丸山ダム工事事務所
設楽ダム工事事務所
三峰川総合開発工事事務所
浜松河川国道事務所

平成 23 年度における中部地方整備局管内のダム事業費等監理委員会 開催結果について

1. 概要

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであり、事業者としてこれまでも増してより一層コスト縮減、工期短縮に取り組んでいくことが求められています。

このため、コスト縮減策や工程管理等について、ご意見をいただくため、平成 20 年 8 月 5 日に「ダム事業費等監理委員会」を設置しました。今年度は平成 23 年 11 月 1 日に委員会を開催し、平成 22 年度の執行内容、平成 23 年度の事業執行計画について報告し、ご意見をいただきましたので、お知らせします。

なお、当日資料については、各事務所ホームページをご覧ください。

2. 頂いたご意見

【横山ダム再開発事業】<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>

- 横山ダム再開発事業で実施したコスト縮減等のノウハウについて、他のダムで活用されるような仕組みを活用し、その技術を継承するように意見があり、その様に努める旨を回答しました。

【新丸山ダム建設事業】<http://www.cbr.mlit.go.jp/shinmaru/>

- ダム検証期間が長くなると、検証にかかる経費が増えることになるので、早急に進める必要があると意見をいただきました。

【設楽ダム建設事業】<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/>

- ダム検証期間が長くなると、生活再建者は大変な不安を抱えたり、検証にかかる経費が増えることになるので、早急に進める必要があると意見をいただきました。
- 買収済み用地などの維持管理については、しっかり行っていくべきとの意見をいただきました。
- 生活再建者の不安に対して真摯に対応すべきとの意見をいただきました。

【三峰川総合開発事業（美和ダムの再開発）】<http://www.cbr.mlit.go.jp/mibuso/>

- 美和ダムでは堆砂対策を先進して実施しており、今後、全国のダムの堆砂対策に応用される技術として良い成果を期待している旨の意見をいただきました。

【天竜川ダム再編事業】<http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/>

- 事業は治水対策であるが、容量確保のため土砂バイパスは海への土砂供給という意味でも期待している。佐久間ダム管理者との協議を鋭意進めることとの意見を頂きました。

3. 問合せ先

国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課
課長補佐 森 隆好

TEL 052-953-8148

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
副所長 安田 幸男

TEL 058-251-1321

国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所
副所長 青島 重行

TEL 0574-43-2780

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所
副所長 川瀬 宏文

TEL 0536-23-4331

国土交通省中部地方整備局三峰川総合開発工事事務所
副所長 瀬古 眞一

TEL 0265-98-2924

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所
副所長 杉山 勉

TEL 053-466-0111

新丸山ダム事業費等監理委員会 運営要領

第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、新丸山ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

第5条（事務局）

委員会の事務局は、新丸山ダム工事事務所工務課に置くものとする。

第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この運営要領は、平成20年8月5日から適用する。

平成23年11月1日 一部改訂

別紙

新丸山ダム事業費等監理委員会・名簿 委 員

区 分	専門分野	氏 名	所 属
学識経験者	環境経済システム	小川 芳樹	東洋大学大学院経済学研究科/教授
	公認会計士	高木 正樹	高木正樹税理士事務所
	マスコミ	前田 弘司	中日新聞社論説室/論説委員
	交通工学	松井 寛	名古屋工業大学/名誉教授
	ダム維持管理	松尾 直規 (委員長)	中部大学工学部都市建設工学科/教授
	コンクリート工学	六郷 恵哲	岐阜大学工学部社会基盤工学科/教授
関係機関		堂 蘭 俊多	岐阜県県土整備部河川課長
		伊藤 和久	愛知県建設部河川課長
		吉田 勇	三重県県土整備部河川砂防室長
		川口 雅樹	関西電力(株)東海支社 土木グループチーフマネジャー

(50音順、敬称略)

事務局等

区 分	氏 名	所 属
中部地方整備局	山内 博	河川部広域水管理官
	石原 篤	新丸山ダム工事事務所長
	川本 正和	丸山ダム管理所長

新丸山ダム建設事業について

平成23年11月1日
国土交通省 中部地方整備局
新丸山ダム工事事務所

事業の概要

木曽川は幹川流路延長229km、流域面積5,275km²の我が国でも有数の大川です。

木曽川流域には、約58万人（20市12町4村）の人々が生活しており、中部圏の産業・経済・社会・文化の発展の基盤を築いてきました。



位置図

木曽川の流域概要

流域面積	5,275 km ²
幹川流路延長	約 229 km
流域市町村数	20 市 12 町 4 村
流域市町村人口	約 58 万人

※流域市町村人口は、河川(支川)ごとの流域人口の総和です。



木曽川流域図

事業の目的及び計画内容

①事業概要

○実施箇所(木曾川水系木曾川)

左岸:岐阜県加茂郡八百津町 右岸:岐阜県可児郡御嵩町

○目的

1. 洪水調節

7,200万 m^3 の容量を用いて戦後最大洪水となる昭和58年9月洪水に対して、新丸山ダムにより約3,200 m^3/s の洪水調節を行う。

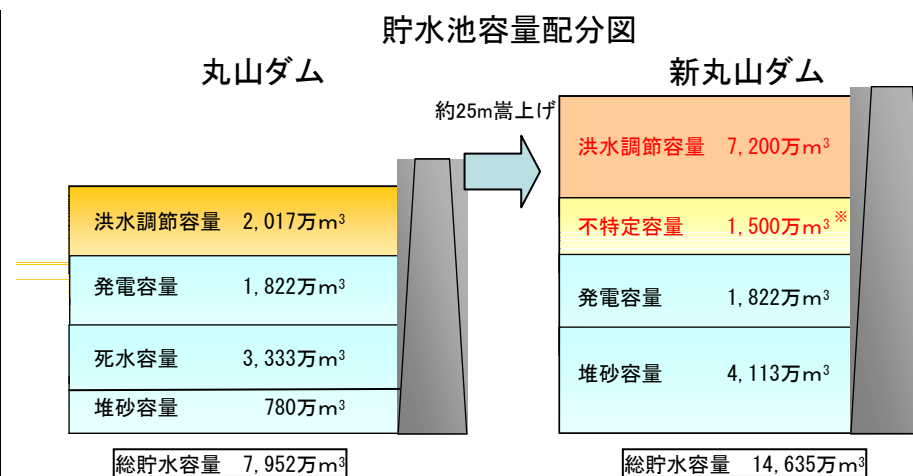
2. 流水の正常な機能の維持

1,500万 m^3 の容量を用いて既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水を確保する。

3. 発電

既設の丸山発電所及び新丸山発電所において発電を行う。

	丸山ダム諸元	新丸山ダム諸元	差分
形式	重力式 コンクリートダム	重力式 コンクリートダム	—
堤高	約 98 m	約 123 m	約 25 m増
流域面積	約 2,409 km^2	約 2,409 km^2	—
湛水面積	約 3 km^2	約 4 km^2	約 1 km^2 増
総貯水容量	7,952 万 m^3	14,635 万 m^3	6,683 万 m^3 増



※不特定容量・・・既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水の確保のための容量

事業の経緯

昭和31年	3月	丸山ダム完成
昭和55年	4月	丸山ダム再開発事業実施計画調査に着手
昭和61年	4月	建設事業に着手
平成 2年	3月	水源地域対策特別措置法に基づくダムに指定
平成 2年	5月	特定多目的ダム法に基づく「新丸山ダム基本計画」を告示
平成 4年	3月	損失補償基準の妥結調印
平成 6年	1月	水源地域対策特別措置法の水源地域指定、整備計画の決定
平成17年	6月	新丸山ダム基本計画変更(第1回)を告示 工期の延伸(平成14年度→平成28年度)
平成19年	11月	木曽川水系河川整備基本方針を策定
平成20年	3月	木曽川水系河川整備計画を策定
平成21年	12月	新たな基準に沿った検証の対象事業
平成22年	12月	「第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」を開催(第2回平成23年4月)、(第3回平成23年6月)
平成23年	8月	「第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催

事業の進捗状況

○予算執行状況

- ・H23年度 5.3億円
- ・H22年度迄 約643億円（進捗率約36%）

現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階（生活再建工事）を継続する必要最小限の事業を実施しています。

（平成23年3月末時点）

補償基準他	平成4年3月 損失補償基準の妥結調印（地権者との用地補償等に係る基準は全て妥結）			
用地取得 (118ha)	98%(115ha)			
家屋移転 (49戸)	100%(49戸)			
付替道路 (全体) (31.6km)	32%(10.1km)			
ダム本体及び関連工事	仮排水トンネル	基礎掘削	コンクリート打設	試験湛水

平成22年度予算及び実施内容

○平成22年度予算額

・当初:3.1億円 ※業務勘定除く

○事業目標

・現在「ダム事業の検証に係わる検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続する必要最小限の事業を実施しています。

当初

(百万円)

工事費(185.6) 原石山線(約147) 施設維持工事等(約38.6)

測量設計費(71.3) 水文水質調査(約5) 環境調査(約40) 諸調査(約26.3)

用地費及び補償費(30.0) 用地取得及び物件補償(約30)
--

船舶及び機械器具費(21.3) 電気通信施設保守点検等(約21.3)
--

事業車両費(1.2) 車両管理点検等(約1.2)

▲1.5

▲15.5

▲0.1

変更

(百万円)

工事費(190.5) ・平成22年7月の八百津町・可児市を中心に局地的集中豪雨が発生し、原石山線を横断している沢が氾濫し周辺法面が崩落したため、対策工事を実施。更に降雨により法面崩落箇所の範囲が拡張されたため対策範囲を追加した。
--

測量設計費(83.6) ・ダム検証に伴う再検討するにあたり、現在の計画の前提となっているデータについて、詳細な点検等を追加した ・平成22年7月の八百津町・可児市を中心に局地的集中豪雨が発生し、対策工事の追加設計検討を行った。
--

用地費及び補償費(28.5) ・土地物件移転に関する補償について、補償金額の精査により減額となった。
--

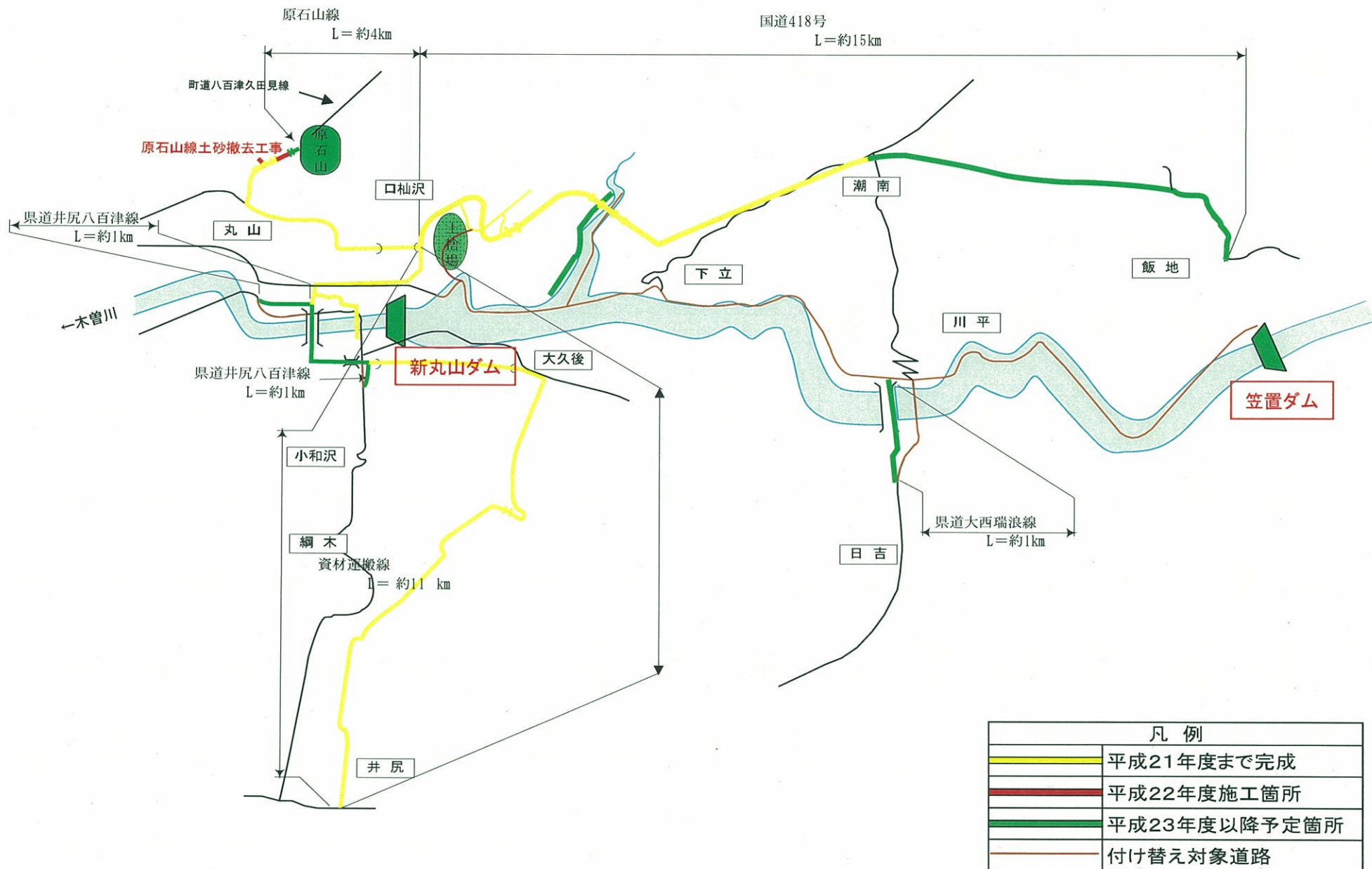
船舶及び機械器具費(5.8) ・電話交換設備の機器点検の結果、交換時期の見直しにより減額となった。

事業車両費(1.1) ・車両管理業務について、数量の精査により、減額が生じた。

+4.9

+12.3

平成22年度事業実施箇所



平成23年度予算及び実施内容

○平成23年度予算額

・当初:2.5億円 ※業務勘定除く

○事業目標

・現在「ダム事業の検証に係わる検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続する必要最小限の事業を実施しています。

当初

(百万円)

工事費(169.8)

原石山線(約135)
施設維持工事等(約34.8)

・原石山線の工事によって一時通行止めとなっている、町道八百津久田見線について、早期の復旧を図るためへの取り付け工事を実施
・工事用道路等の施設維持

測量設計費(79.4)

水文水質調査(約5)
環境調査・点検(約30)
ダム検証に係る検討(約20)
諸調査(約24.4)

・ダムサイト地下水位の観測等の基礎調査
・水環境、大気環境等の予測・評価・環境保全措置のモニタリングや基礎調査
・木曾川水系河川整備基本方針策定による設計外力変更を踏まえた、ダム検証に必要な施設計画及び対策案の検討

用地費及び補償費(0)

用地取得及び物件補償(約0)

・検証中であるため、計画的買収は未実施

船舶及び機械器具費(4.8)

電気通信施設保守点検等(約4.8)

・電気通信施設保守点検等を実施

事業車両費(0.8)

車両管理点検等(約0.8)

・車両管理点検等を実施

平成23年度事業実施箇所

